広島大学大学院教育学研究科紀要　第三部　第52号　2003　63－68

中国における社会変化と高等教育政策に関する研究

―高等教育財政の改革を中心として―

郭　仁天

(2003年9月30日受理)

A Study on the Social Changes and Higher Education Policy in China

Guo Rentian

Since the 1980s, along with the implementation of reform and opening policy, great changes have taken place in China. The single administrative and financing system under the planned economy transferred to a multiple one. Centralized administrative system was replaced by a more decentralized one, which expands greatly the autonomy of universities. The multiple financial resources for higher education were developed. The efficiency of university management was also improved dramatically. Moreover, Educational laws and regulations were strengthened. In a word, the improvement of educational policies promotes the development of Chinese higher education.

Key words: China, higher education finance
キーワード：中国，高等教育，財政

はじめに

中国経済は，1979年からの改革・開放政策によって計画経済から市場経済への漸進的な移行を図り，改革・開放路線の進展とともに，めざましい発展を遂げている。改革開放政策の20年を経て発展を続ける中国では，高等教育も大きくしかも急速に変化しつつある。1980年代から，中国政府は「科学，教育による国家振興にとって，基礎となるのは教育である。引き続き教育の優先的発展を戦略的地位に置かなければならない」[1)]と提唱し，一連の高等教育改革政策が実施された。

1980年以後，中国の高等教育に関する重要な政策として，まず，1985年に，中国共産党中央委員会（以下，中共中央と略記）は「教育体制の改革に関する決定」を発表した。そこでは，高等教育について，大学の運営自主権の拡大，大学の学生募集計画と卒業生配属制度の改革，人民助学金制度の改革を中心とする教育制度の改革が提唱されていた。しかし，ここでは，改革の課題と方向性は示されたが，具体的な措置まで言及されてはいなかった。1986年３月，国務院は「高等教育管理職責規定（以下，管理規定と略記）」を発表し，大学運営における中央集権から地方分権への移行を提起した。さらに，1993年，中共中央と国務院によって発表された「中国教育改革発展要綱（以下，「発展要綱」と略記）」では，国立大学の法人化への改革，大学運営に関する中央集権から地方分権への改革，校営企業の奨励などを規定した。これは，社会主義市場経済体制の樹立に沿って教育改革を進めようとしたものであり，その中で高等教育も重要な柱とされ，改革が進められた。

1996年の国務院による「全国教育事業第九次五ヵ年計画および2010年発展計画」では，「2010年までには，中央政府は少数の代表的な大学と，専門性が強く地方政府による管理が適当でない幾つかの大学のみ管理し，多くの高等教育機関を地方政府が管理するものに変えていく」として，地方分権化の基本方針が示された。

1998年に制定された「高等教育法」は，「大学は，批准，設立の日から法人資格を取得する。大学の校長は，その大学の法定代表者になる。大学は，民事活動において法により民事上の権利を享有し，民事上の責

任を負う」(第30条）として，大学法人化に法的根拠を与えた。さらに，1999年1月，教育部は国務院の承認を得て，21世紀初頭までの重点改革プロジェクトをまとめた「21世紀に向けた教育振興行動計画」を発表した。中国の高等教育改革は，これらの一連の教育政策により一層推進された。

高等教育政策一般に関しては，中国でも若干の先行研究[2)]があるが，本稿では，中国の高等教育政策における財政改革について整理するとともに，現在の中国高等教育財政が，いかなる問題に直面しているかを考察したい。

1．計画経済から市場経済への移行

1978年以前，中国の経済は，計画体制や国有企業を中心とする経済であった。市場メカニズムによる調整機能が働かず，政府の指令によって，投資，生産は拡大するが，そこにおける企業は，政府の計画部門の指令に従って生産を行っていた。また，消費者には必要な物が政府から配分されるという体制であった。その結果，企業の経営革新や，新製品の開発力，競争力などが失われ，社会発展と経済発展は世界レベルからはるかに遅れてしまった。この状況を改革するために，1979年から実施された改革開放は，国外から資金，技術を導入するとともに，計画経済体制に市場経済の要素を部分的に取り入れようとする政策である。その後，中国政府はより積極的に市場経済のメカニズムを取り入れ，1993年には社会主義市場経済の実現が改革の目標となった。この政策転換により，中国経済の規模は大きく拡大した。現在，発展途上段階の国としての中国は，発展スピードが速くなった。先進国が長い時間をかけて到達した最先端産業まで，中国も一気に駆け上がることができるような環境になった。こうした中国は，転統産業構造の革新，国際的競争力を維持するため，その基本的な役割を高等教育に期待している。

2．改革路線下の高等教育財政政策

中国では，教育事業の主体は国家であり，教育は完全な「国家の所有制」下に置かれ，教育は国家により計画，管理されていた。教育費の投資の主体は唯一国家のみであった。1978年以前，中国では高度集中的な計画経済体制を採っていた。中央政府集権制の下，計画経済体制に対応して，統一調達・統一支出制を実施していた。高等教育費の98％は政府からの財政支出であった。高等教育機関のミクロな財務管理の方法は上級の主管部門が学校の年度予算を確定し，年度末に剰余を回収すること，すなわち，高等教育機関の経費は国家財源から統一的に計画支出され，各大学は年度末に決算した後，剰余部分を全て国庫に返還しなければならなかった。このように高等教育機関には経費使用の自主権がないため，財政効率を低下させていた。高等教育費の予算配分方法は，「基数＋発展」（基本学生数を基準として，発展要素を加える）であった。すなわち，大学の規模と各種経費支出によって基本的な額が定められる。そして，各財政年度経費支出は，前年度の経費の支出を基準とし，国の財政状況に応じて，当該年度の新設学科や増加した学生数に応じた予算を加え，一定額を増加（または削減）する[3)]。この方式の予算配分では，公平性と透明性が欠けているばかりではなく，一定の主観性を伴い，経費配分の上で若干の不適切さが生じる。同時に経費の効果的，効率的利用，大学間の競争も妨げられる[4)]という問題があった。

1980年代，中国の財政体制において重要な改革が行われ，中央集権方式の財政体制は，「収支を分割し，各レベルごとに請け負う」[5)]ものとし，中央と地方が独自で管理する新しい財政体制へと変革した。地方の高等教育機関が必要とする経費については，各省の財政部門が計画的支出の責任を負った。すなわち，中央財政が地方の高等教育に対して統一的支出計画を立てることはなくなった。こうして，地方高等教育の財政権が地方政府（省，自治区，直轄市）に委譲され，各地方政府が投資して高等教育を独自に運営する積極性が求められた。1980年から1989年までの時期では，中国で新設された400校の大学のうち，300校余りは各地方政府が地方の財源を用いて設置したものであり，それは新設された大学の70％以上を占めている。この時期，中国の高等教育は，爆発的ともいえる量的拡大を見せ，その管理運営においては，各地方政府が担っていた。これは，1980年代の特質と指摘できるであろう。

一方，高等教育機関のミクロな財務管理の方法は，上級の主管部門が学校の年度予算を確定し，年度末に剰余を回収するものから，予算を請負使用し，剰余分を繰り越し使用するものへと改革された。この改革の目的は，大学に資金使用上の自主権を与え，学校運営の効果の向上と学校自体の利益とを結びつけさせ，主体的，積極的に潜在力を掘り起こし，支出を抑え，合理的に収入を上げ，財務管理を強化し，財政効率を高めることである。このため高等教育費の予算配分方法は，「総合的定額＋特殊項目への補助」の方法に改革された。ここでは「総合定額」は，基本的に在学生数と学生一人あたりのコストによって定められ，「特殊項目への補助」は，学校の特殊な需要にもとづき，財政部門と教育主管部門の2ルートで学校に配分され，

一般的に特殊項目のみに使用することが求められる。

高等教育財政の重要な改革政策のもう一つは受益者負担原則の導入であった。1987年に，企業からの委託生の受け入れと自費生の募集を始め，1989年に従来の高等教育の無償制が廃止され，一部の高等教育機関が授業料を徴収し始めた。そして，1993年に新しい高等教育財政システムを作り上げることが明確に打ち出され，国家からの財政支出を主とし，教育のために徴収する税金や費用，非義務教育段階の学生から徴収する学費・雑費，大学が運営する企業の収入，社会からの寄付・融資及び教育基金会の設立など多様なルートでの教育経費の調達による体制が設立された。

3．高等教育財政政策の特徴

① 大学の自主権の拡大と財源の多様化

1986年に「管理規定」が打ち出され，大学について，①学生の入学・卒業，②財務，③施設・設備の建設・整備，④教職員人事，⑤教職評定，⑥学生の教育，⑦科学研究，⑧対外学術交流など８項目にわたって自主管理権限の範囲が定められた。つまり，大学への自主権の委譲政策である。大学の自主権の拡大政策は1990年代以降，大学の管理運営において経営的側面が強化されるようになった。1998年の「高等教育法」で「高等教育機関は法人の資格を持ち，校長が法定代表人となること」（第30条）が明記されることによって，学生の分野別募集定員，教育，研究，社会サービス，国際交流，人事，財政において高等教育機関に一定の自治権が法的に認められるようになった。

中国の大学は，独立法人資格を持ち，政府の政策により，①金融機関から融資を受けること，②大学における企業を経営することができる。前者は，大学のキャンパスの改築，教育研究棟や大学運営産業などの建設費として用いられる。例えば，2000年，中国建設銀行と北京大学は協議書において署名し，今後３年内に，中国建設銀行が北京大学に30億元の融資をすることになった。また他の例として，中国銀行は復旦大学に10億元の融資を提供している。中国銀行では，これまでに，清華大学，南開大学（天津），上海交通大学，ハルピン工業大学など10校以上の大学と提携関係を結んでおり，各大学による企業設立のための融資，学生向けの学業援助融資，教育協力や科学技術ゾーンの設立などの分野で協力を続けている。また後者では，大学の自主権が拡大されたため，高度技術産業の設立や企業との連携などを通じて大学が自ら経費を獲得することになっている。例えば，1995年から2000年まで，大学の研究費の内訳は，政府の投入が22億元から約２倍の49億元に増加し，産業及び大学自ら獲得する研究費は１億元から約50倍の50億元に増加した。これらは近年の大学財政改革のひとつの特徴である。

また，「高等教育法」は，中国の高等教育の財源は，国家からの財政支出を主としながら，その他の多様な財源により高等教育経費の調達を補うことができると規定した。その中心は，政府外資金の導入にある。すなわち，高等教育の財源の多様化である。現在，高等教育費の財源として，財（国家財政），費（授業料），税（教育法に基づく目的税），産（大学経営企業収入），社（社会寄付金），基（各種教育基金），科（科学研究による外部資金），貸（銀行からの融資），息（利息収入）の９つのルートが挙げられている。

しかしながら，外部評価系統を設立しなかったため，大学の自主権の拡大によって，大学の運営をめぐる財政において放漫経営と腐敗を生じる可能性があると指摘されている。

② 大学運営の効率化と格差の増大

中国の高等教育機関は，管理運営システム[6]によって一部の地域で大学の設置が重複し，また，単科大学数が多く，大学の運営規模が小さく，大学の効率が低い状態にあった。1991年の「中国教育年鑑」によれば，1,000人未満の大学が358校，中国の大学の３割を占めていた。

1992年以来，中国政府は，大学の「共同建設，調整，協力，統合」[7]の方針を発表し，大学の再編，統合が推進され，2000年までに，556校の大学が統合され，232校になった。国務院の各部（委員会）が管理している大学400校のほとんどを，中央政府および地方政府による共同管理体制から，地方主体の管理体制へと改めた。例えば，大きな影響を持つ北京大学と北京医科大学が統合され，新しい北京大学が設立された。その結果，職員の一部は大学の企業等に配置換えされ，大学の人件費が大幅に削減されると同時に，大学の規模が拡大された。また，1998年，中国政府は，教育部の浙江大学に，浙江省の杭州大学，浙江農業大学と浙江医科大学を合併した。新浙江大学は学生数が４万人以上になり，軍事以外の哲学，経済学，工学，農学や医学など11種類すべての学問領域を含む中国で第２番目に大きな総合大学に改編された。「発展綱要」に規定された目標に基づき，中国の高等教育管理システム改革の課題がほぼ達成され，大学規模が拡大されると同時に，運営効率も高められた。

政府の限られた財源を，重点大学への重点投資や大学院教育の拡大のために適切に配分することは高等教育財政改革の重点である。1995年の重点大学政策（211工程）[8]により，教育部は，一部の大学への経費の投

入を拡大し，100校の研究大学を重点的に建設することになった。1998年までに，北京大学や清華大学のほか，61校の大学に130億元の予算が投入された。1999年から実施される「世界一流大学運営」プロジェクトでは，北京大学，清華大学，復旦大学や上海交通大学など有力9大学に180億元の資金援助が行われた。

高等教育財政体制の改革は，全国の高等教育の発展を力強く促進したが，一方で，その発展における不均衡を激化させた。経済発展した地域の大学生一人当たりの高等教育費支出は，経済の立ち遅れた地域より50%以上も多い。今日では，この地域間格差はさらに広がっている。例えば，2000年には大学生一人当たりの教育経費の全国平均は7,309元であったが，上海市では13,313元，最も低い地域の新疆では2,154元にすぎず，両地域の格差は約6倍となっている。

③　受益者分担と学生援助制度の制定

中国では，初等，中等学校で授業料を徴収されるのに対して，大学生は全員が授業料を徴収されないのみならず，学生は全寮制であった。その上，食費をはじめ在学中に要する諸経費の支出を経済的困難な学生に対して，助学金が支給されてきた。1992年の第14回中国共産党大会で「社会主義市場経済体制」の樹立の提起がなされた後，大学の改革は，さらに加速され，市場経済体制に基づいて，高等教育の市場化が導入された。「発展要綱」は，「高等教育は非義務教育であり，大学進学者は原則的に，授業料を徴収するべきである」と述べていた。大学生に対する授業料徴収制を決め，教育政策上きわめて劇的な転換が行われた。この「発展要綱」を受けて，1996年12月，国家計画委員会，教育部，財政部は「高等学校収費管理方法」(以下，管理方法と略記) を規定した。「学費の基準は，学生一人あたりの教育費の一定的比率を定めている。各地域，各レベルの大学は，学費の標準を区別することができる。また，学生一人あたりの教育費は，公務費，事業費，設備費，修繕費や教学費などである」(第4条)。「学費は，学生一人あたりの教育費を占める比率，国家計画委員会と教育部によって，原則的規定されている。省の教育部門，物価部門と財政部門は，各地域の経済発展水準と家庭の負担能力に基づいて，学費の基準を具体的に規定している。この比率は学生一人あたりの教育費の25%を占める」(第5条) ということである。したがって，今までの中国の大学は，学生一人あたりの教育費の計算方法と基準が統一されていなかったため，その教育費の格差が著しかったといえる。

1997年，全国大学の学費平均は2,100元であり，1999年は，平均2,769元であり，2000年には，4,000−5,000元までに引き上げられた。その結果，学生の負担金は寮費が1,200元であり，学生の負担金は，学費とあわせると5,200−6,200元以上に高騰した。学費は大学経費を占める比率には，1993年の6.6%から2000年の22,2%に増加した。

授業料免除から授業料の徴収へ移行するとともに，学生援助制度が整備された。現在，中国の大学生の援助制度は奨学金，貸学金（学生ローン)，助学金，授業料免除と勤工助学（アルバイトの斡旋）の5つの方法で行われている。しかし，高等教育費用分担と学生援助政策を実施するとともに，以下の4つの課題が残されている。①政府が高等教育に対して投資の責任を商業銀行と個人に委譲する効果は何であるかを検討する必要がある。②全国規模の学生援助が制度化されておらず，奨学金が重視されており，学生援助の目的に照らして考えると，最も援助の必要な学生への援助の形態と基準に問題がある。③学生援助の実態をみると，学生の援助は学生の教育を受ける権利を保障するものではなく，貧困生に対する政府の恩恵である。④学生ローンは卒業後4年間に返還しなければならず，最終的に個人が高等教育の経費を負担しなければならない。経済的に困難な学生にとっては債務を抱えることは負担であり，実際に返還不履行を起こす学生も多い。中国では個人収入の支給の方法に関して，関連の法規が不完全であるため，無保証ローンを借りた者の収入状況を追跡することができず，無保証ローンの回収は難しい。社会安定のために，この制度は，中国共産党の政治任務のため実施されている。その効果はまだ検証中である。これらの課題を解決し，学生の教育を受ける権利を保障するため，国や地方政府が責任を持って，学生援助に関する法律の制定を始め，学生援助の管理体制の強化，安定する学生援助財政システムの確立・改善，各種の社会組織や個人の活性化などを含む積極的，かつ適切な政策が求められている。

4．高等教育財政政策をめぐる課題

今日，中国が直面する重要な高等教育政策課題は山積している。1980年以降の中国の高等教育は拡大と調整を繰り返してきた。高等教育機関は1980年の675校から1990年の1,075校まで，また，在学者数も114万人から206万人まで増加した。このように高等教育機関の増設によって発展する方式は外延的発展と呼ばれるが，数の増加に質の維持・向上が追いつかないという欠点がある。そこで，これに代わって提唱されたのは，内包的発展といわれており，既存機関の潜在力を掘り起こし，運営効率を高め，学生定員を増やすことで高

等教育の規模拡大を図るものである。そして，1990年に入ると，大学の統合，再編が行われたため機関数は停滞し，就学者数もある程度の成長はあったものの，高等教育は一貫して安定的な成長を続けた。1992年，第四回全国高等教育会議において，中国政府は「規模を適切にし，構造を合理的にし，質を高め，効率を向上させる」という方針を出した。この発展のための中国の特色を有する社会主義高等教育システムの基本的構造を形成させ，その上に次の世紀の初頭に次第に整備された社会主義高等教育システムを樹立させることである。「規模を適切にする」ということは，今世紀の末までに普通高等教育機関在学者数を350万にする。すなわち，毎年５％の率で増やすということである。これは高等教育の発展があまりにも急速であったことを考慮し，高等教育と国民経済の発展が遊離し，国家財政が校舎の建設，人件費の増加に及ばないことを防止するために発展の速度を抑えることを意味している。ところが，1999年に，高等教育は新経済の成長点であるとされ，高等教育を拡大すれば国内の消費を拡大でき，経済成長を刺激できるという論点が指摘された[9)]。このため，高等教育政策は再び急拡大基調に転じた。高等教育の1999年における新入生募集数は108万人から突然160人に増え，その増加率は47％に達した。その後，大学，短期大学への入学者数は1998年には341万人，1999年には413万人，2000年には556万人と増加した。進学率も1998年の９％から，2001年には13.5％まで上がった。中国の高等教育は量的な拡大段階に入ったのである。2001年に発表された「国民経済と社会発展に関する第五ヵ年計画要綱」では就学率15％の目標は，「教育振興行動計画」よりも５年早い2005年に達成されることになっている。しかし財政的に見れば，ここ20年間の高等教育拡大を支えるだけの財政能力を政府は有していない。授業料の徴収や大学の企業運営はそうした背景からの選択である。中国においては教育事業に対する国家の総投資は限られており，従来，高等教育はその大きな部分を占めてきた。しかし，今後は，政府は義務教育の財政に対して，より大きな役割を果たさなければならず，高等教育に対する投資は，さらに厳しくなることが予想されると考えられる。

以上から，中国の高等教育の大衆化への移行期においていくつか課題を抱えている。すなわち，以下に挙げる５つの点である。

第一に，政府に頼って大学を設置するだけでは，教育に対する社会の需要を満足させることができないということである。1978年に，改革開放政策が実施されてから，民間によって設置される学校が増えている。しかし，この20年来，民間によって設置された多くは高校や中学校，小学校，それに幼稚園で，大学は少ない（2000年，国家教育委員会を承認された私立大学は41校しかない）。また，民間による教育機構設置に関する法律が提案されているが，現在では，６つある教育に関する法律のいずれも政府による教育をめぐるもので，民間による教育に対する法律は策定されていない。私立大学に対する財政援助もない。また，民間によって設置された一部の学校では，生徒の資質の養成が重視されておらず，教師の待遇問題や社会保障などを法律によって定められなければならない。

第二に，法律により示された発展目標と現状との格差である。1993年の「中国教育改革・発展要綱」によれば，「今世紀の末までに，国家財政の教育経費が国民総生産の４％を占める」という目標が出されている。しかし，こうした法律や政策と実態との間には現実的な格差があり，現在，この目標を達成することができていない。

第三に，地域格差の問題である。政府は1994年に財政状態を改善しようとして「分税制」（税を国税と地方税に区分して中央財政と地方財政の機能分担を明確にしようとする制度）を導入した。その狙いは中央財政の強化にあったが，地方はこれに強く反発したため，中央政府は地方政府の既得権益を保障する「税収返還」（税収を一旦中央財政に入れた後で地方財政に戻す方法）を実施することで妥協を図らざるをえなくなり，結局，貧富の格差が広くなった。これによって，各地域の大学間は，財政格差が大きい。この地域格差の問題は，21世紀，中国の最大の問題と言ってもよい。

第四に，高等教育の構造における課題である。中国の大学といっても，さまざまな規模や業種にわたるが，大学に附属して，病院，保育所，小中学校，企業まで持っているものさえある。しかも，一度そこに就職できれば，在職期間はもちろん退職後も住宅，医療その他の施設の恩恵を受けることができ，文字通り，「終身」暮らすことができるのである。このような要因によって，学生一人あたりの単位コストが高等教育においてきわめて高くなり，高等教育機関の運営効率を妨げている。

第五に，中国の政治体制が共産党独裁から離れていかないこと，つまり，中国は未だ完全な法治国家に成長していないことが挙げられる。法律に示されていることはまだ夢の段階かもしれない。例えば，1998年の「高等教育法」では，高等教育機関は法人の資格を持ち，校長が法定代表人となることが明記され，大学の管理自主権が拡大した。しかし，第39条には「内部管理体制では，中国共産党高等教育機関基層委員会の指導のもとでの校長責任制を実施する」と規定されてい

る。すなわち，社会主義的教育システムにおいては，教育事業の主体は国家であるとして，教育を完全な国家の所有制の下に置き，統一的にその目的，内容や方法等を制定したのである。教育の利益は大学や個人等ではなく，すべて国家に帰属するという社会主義的教育制度の原理である。中国共産党の一党独裁による権威主義的統治が，教育市場への強権的介入の可能性を残している点がある。例えば，「中国共産党高等教育機関基層組織活動条例」(1996年）によれば，中国共産党基層委員会（書記）は，「大学の改革や発展，教学，科学研究，行政管理等における重大問題の討論，決定。幹部の選択，教育，養成，審査管理」などを実施する。「人治国家」と「法治国家」という国家教育管理体制の二元性の中で，新しい社会主義教育法を形成するために，多くの困難を抱えている。このような制度環境の中，高等教育は未来に対する安定した期待を持つことが非常に難しく，自主運営も困難である。これは自身の運営能力だけではなく，政府の関与に大きく依存せざるをえない。これも中国の私立大学の発展を抑制する原因と考えられる。今後の中国の高等教育改革は新たな教育思想，原理と教育法律体系の形成と実施が最大の課題であると考えられる。

おわりに

情報化，国際化を中心として知識経済を迎え，中国は，伝統産業構造の革新，国際的競争力を維持するため，その基本的な役割を高等教育に期待している。中国政府が発表した『21世紀に向けた教育振興行動計画』は，大学生募集定員を大幅に増員し，2010年までに高等教育進学率を15％にまで引き上げることを提案した。すなわち，中国の高等教育は，エリート段階からマス段階になることを促進している。しかし，財政問題は，いつの場合にもマス化の最大の制約要因であると言われ，校舎を建て，教職員を雇い，進学希望者を入れるのに必要な資金が手当てできなければ，マス化の進展はあり得ない。こうした高等教育の発展に伴って，新規財源の拡充と既存の財源配分や費用分担の見直しが必要となる。

高等教育財政は，中国の高等教育発展にとって，最重要な課題になるだろう。さらに，教育財源の拡大することではなく，教育費の配分と効率の向上の課題もある。

【註】

1）中国共産党中央委員会第十三次大会報告，1983年。
2）先行研究としては，中国教育部『面向21世紀教育振興行動計画』，1999年。北京師範大学教育改革和発展中心『中国教育発展報告』，2000年，2001年。『2001年中国教育緑皮書』国家教育発展研究中心，2001年。苑復傑『中国経済の市場化における高等教育改革についての実証的研究－中央集権制から分権制への移行－』文部省科学研究費補助金（基盤研究）研究成果報告書，2001年1月。遠藤誉『中国教育革命が描く世界戦略』－中国の国立大学法人化と産官学協同厚有出版株式会社，2000年8月。陳列『市場経済と高等教育』人民教育出版社，1999年。陳学飛『中国高等教育の研究50年』北京師範大学出版，1999年。周遠清『高等教育体制改革と創新』『中国高等教育』2001年，第一期。鐘宇平，龔放，陸根書『中国の高等教育財政に関する考察』『高等教育研究』1996年第6期，等がある。
3）王善邁「高等教育改革と発展の現状および問題点」『IDB現代の高等教育』2002年8月号21頁。
4）苑復傑『中国経済の市場化における高等教育改革についての実証的研究－中央集権制から分権制への移行－』文部省科学研究費補助金（基盤研究）研究成果報告書，2001年1月。
5）楊葆焜・範先佐『教育経済学新論』江蘇教育出版社，1990年。
6）中国の高等教育機関は，国家政府と地方政府が設置と運営される以外，中央政府の各部，委員会（日本の官庁と相当する）や軍隊も設置運営されている。
7）中国高等教育改革の「八字方針」とは，中央政府と地方政府が大学を共建すること，単科大学を合弁すること，部と委員会の大学が地方政府に委託されることなどである。
8）中国政府が，21世紀に100校の重点大学，重点学科を建設するもの。
9）丁小浩著『中国大学の規模に関する研究』科学出版社，2000年9月。

（主任指導教官　河野和清）